

令和2年度

# 事業概要

〈令和元年度実績〉

仙台市児童相談所

# 目 次

## I 概 要

1. 沿革 ..... 1
2. 人口・児童人口の状況 ..... 2
3. 建物の状況 ..... 3
4. 機構及び職員の構成 ..... 4
5. 児童相談所の設置・機能・業務「児童相談所運営指針」 5

## II 児童相談業務

1. 種別・年齢別相談受付状況 ..... 13
2. 電話相談件数 ..... 14
3. 虐待相談件数 ..... 14
4. 児童虐待相談対応状況 ..... 15

## III 措置業務

1. 措置業務について ..... 19
2. 児童福祉施設入退所状況 ..... 20
3. 里親登録と里親委託状況 ..... 21
4. 仙台市社会的養護自立支援事業 ..... 24
5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会  
措置・里親審査部会 ..... 24

## IV 心理支援業務

1. 心理診断・指導業務について ..... 25
2. 診断指導業務の推移 ..... 26

## V 一時保護業務

1. 一時保護の目的 ..... 27
2. 一時保護の実施状況 ..... 27
3. 一時保護所の日課編成 ..... 30
4. 行事一覧 ..... 30

## VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について ..... 31
2. 親子こころの相談室相談状況 ..... 32

## VII 資 料

1. 研修関係 ..... 35
2. 視察・実習生受入状況 ..... 36
- 仙台市児童相談所案内図 ..... 37

---

---

# I 概 要

---

---

## 1. 沿革

平成元年4月1日	仙台市が、全国11番目の政令指定都市に移行。 仙台市児童相談所を、児童福祉法第12条「児童相談所の設置」、同法第59条の4「大都市の特例」に基づき、錦町庁舎内（青葉区錦町1-3-9）に設置。 組織を管理係（庶務、庁舎管理、措置等）・児童相談係（養護・非行・育成等）・発達相談係（障害）の3係とする。 児童相談所の開設にあたり、心身障害児に関する相談窓口の一本化を図り、これまでの仙台市中心身障害者相談センター（昭和53年4月設立）の児童部門を発達相談係に移す。 一時保護は、宮城県中央児童相談所に委託する。
平成4年4月1日	一時保護所を併設した新庁舎を現在地に建設し、移転。 一時保護係を新設し、組織を4係とする。
平成5年4月1日	「管理係」を「総務係」に改称する。
平成12年4月1日	総務係と一時保護係を統合して「管理保護係」とし、「判定指導係」を新設。
平成13年4月1日	「管理保護係」を「調整係」と改称し、「保護指導係」を新設。組織を5係とする。 児童相談係内に専任の虐待対応チームを設置する。 相談専用電話を開設し、専任職員を配置する。
平成14年4月1日	発達相談業務（心身障害部門）を仙台市発達相談支援センター（泉区泉中央2-24-1に新設）に移管。発達相談係を廃止し4係とする。
平成22年4月1日	第一種公所（部相当）となり、保護支援課、相談指導課を新設、相談指導課に児童施設係を新設し、2課5係とする。 「保護指導係」を「一時保護係」に、「判定指導係」を「心理指導係」に改称する。
平成25年4月1日	親子こころのクリニックの休診に伴い、保護支援課に親子こころの相談室を新設（組織編入）し、2課6係とする。 （親子こころのクリニックは、平成27年3月6日付廃止）
平成30年4月1日	相談指導課に緊急対応係を新設し、2課7係とする。
平成31年4月1日	「心理指導係」を「心理支援係」に改称する。

## 2. 人口・児童人口の状況

### (1) 行政区別人口・児童人口

(単位:人)

	仙台市計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総人口	513,300	547,877	139,606	152,096	92,744	96,881	66,694	69,846	111,512	119,474	102,744	109,580
	1,061,177		291,702		189,625		136,540		230,986		212,324	
	100%		27.49%		17.87%		12.87%		21.77%		20.38%	
児童人口 (0～17歳)	81,635	77,376	21,400	19,882	15,102	14,206	10,300	10,091	18,465	17,544	16,368	15,653
	159,011		41,282		29,308		20,391		36,009		32,021	
	14.98%		3.89%		2.76%		1.92%		3.39%		3.02%	

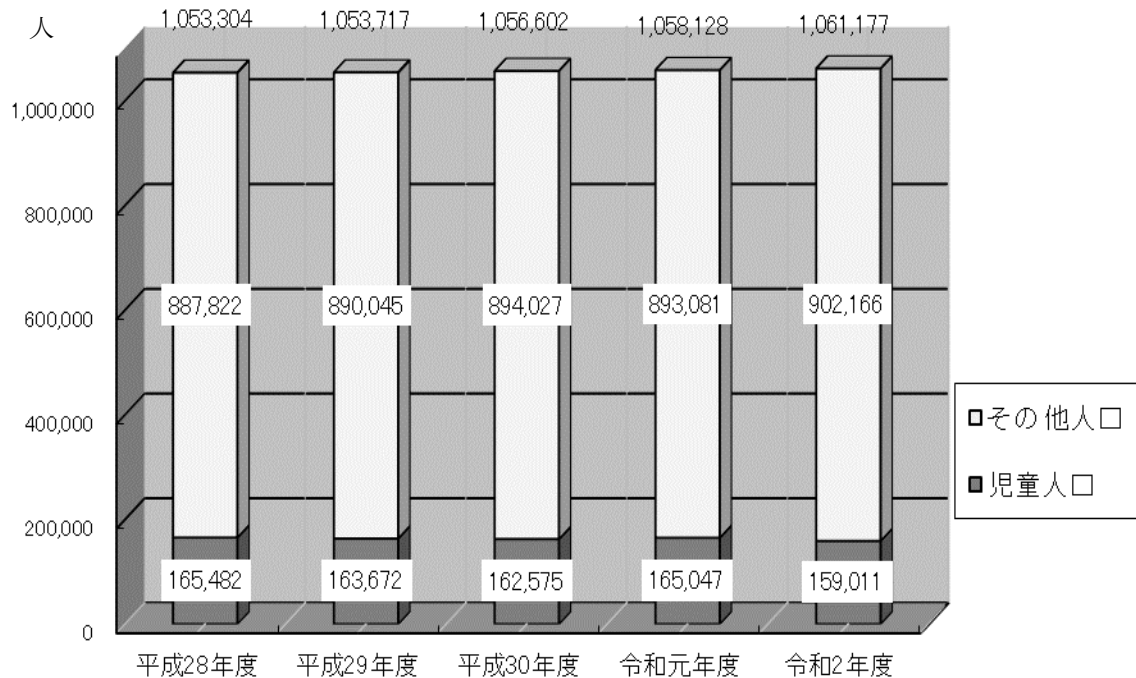
### (2) 年齢別児童人口

(単位:人)

年齢 性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
男	3,976	4,180	4,389	4,463	4,598	4,604	4,575	4,620	4,469	4,588	4,588	4,672	4,695	4,622	4,487	4,493	4,815	4,801	81,635
女	3,719	3,914	4,049	4,124	4,374	4,256	4,339	4,446	4,340	4,429	4,413	4,567	4,404	4,366	4,201	4,332	4,543	4,560	77,376
計	7,695	8,094	8,438	8,587	8,972	8,860	8,914	9,066	8,809	9,017	9,001	9,239	9,099	8,988	8,688	8,825	9,358	9,361	159,011

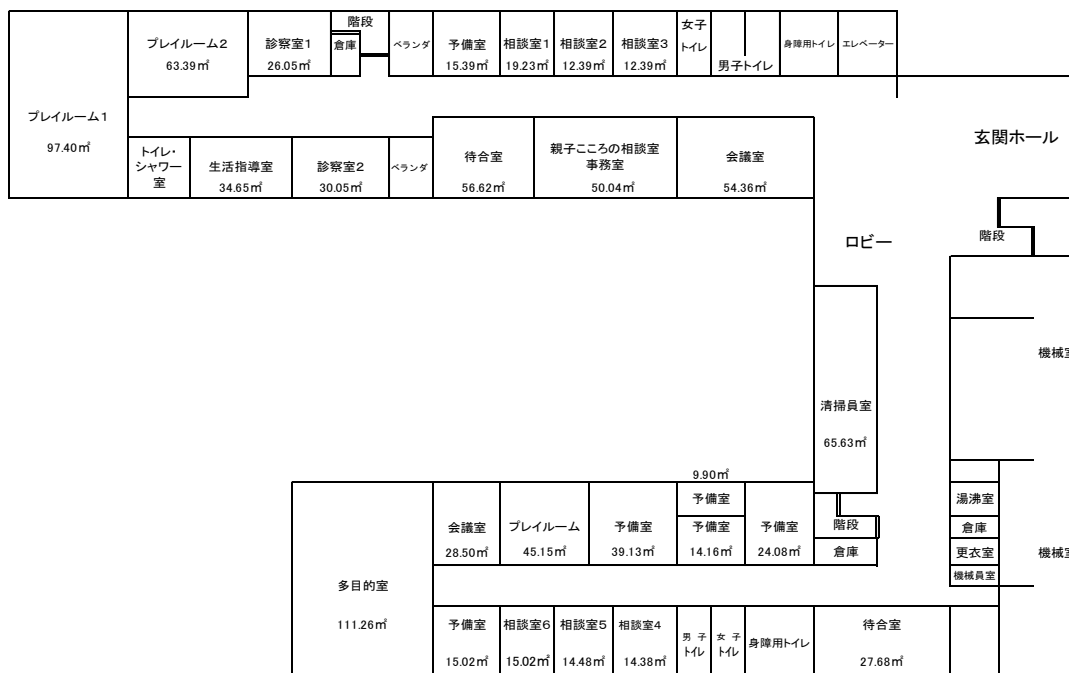
《令和2年4月1日住民基本台帳人口より》

### (3) 児童人口の推移

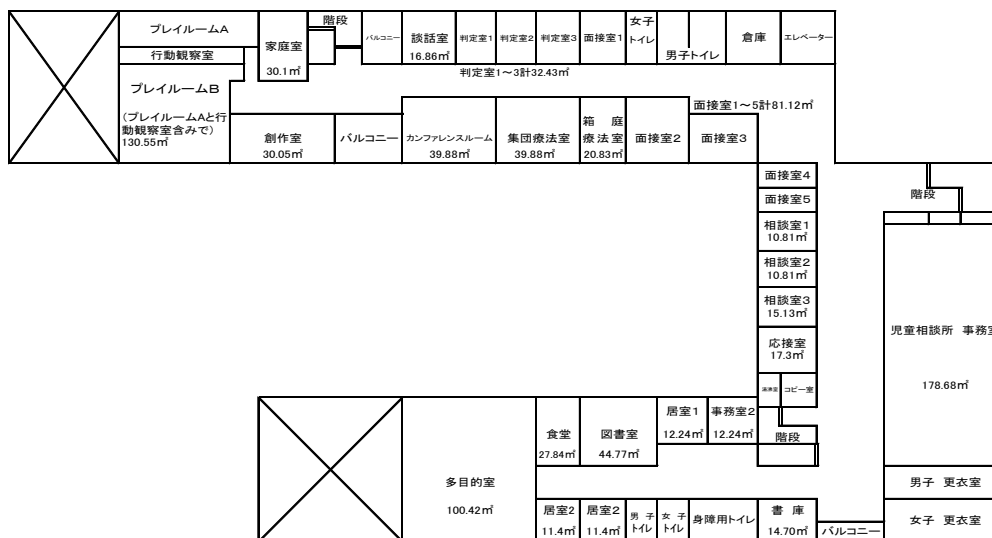


### 3. 建物の状況

(本館 1 階平面図)



(本館 2 階平面図)

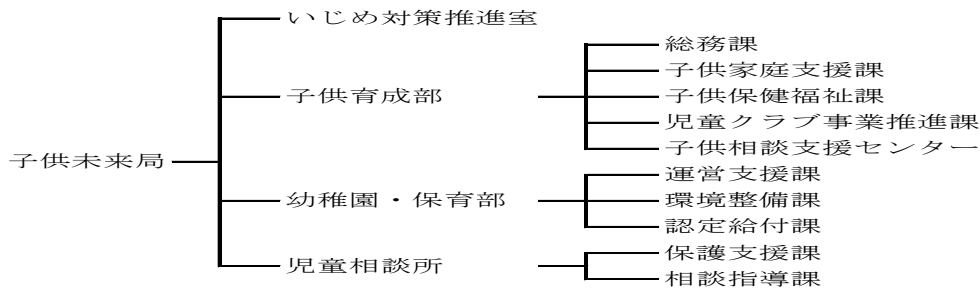


		本館	一時保護棟	計
建築面積		1,891.90 m <sup>2</sup>	357.92 m <sup>2</sup>	2,249.82 m <sup>2</sup>
床面積	1 階	1,770.86 m <sup>2</sup>	321.85 m <sup>2</sup>	2,092.71 m <sup>2</sup>
	2 階	1,465.65 m <sup>2</sup>	301.60 m <sup>2</sup>	1,767.25 m <sup>2</sup>
	計	3,236.51 m <sup>2</sup>	623.45 m <sup>2</sup>	3,859.96 m <sup>2</sup>

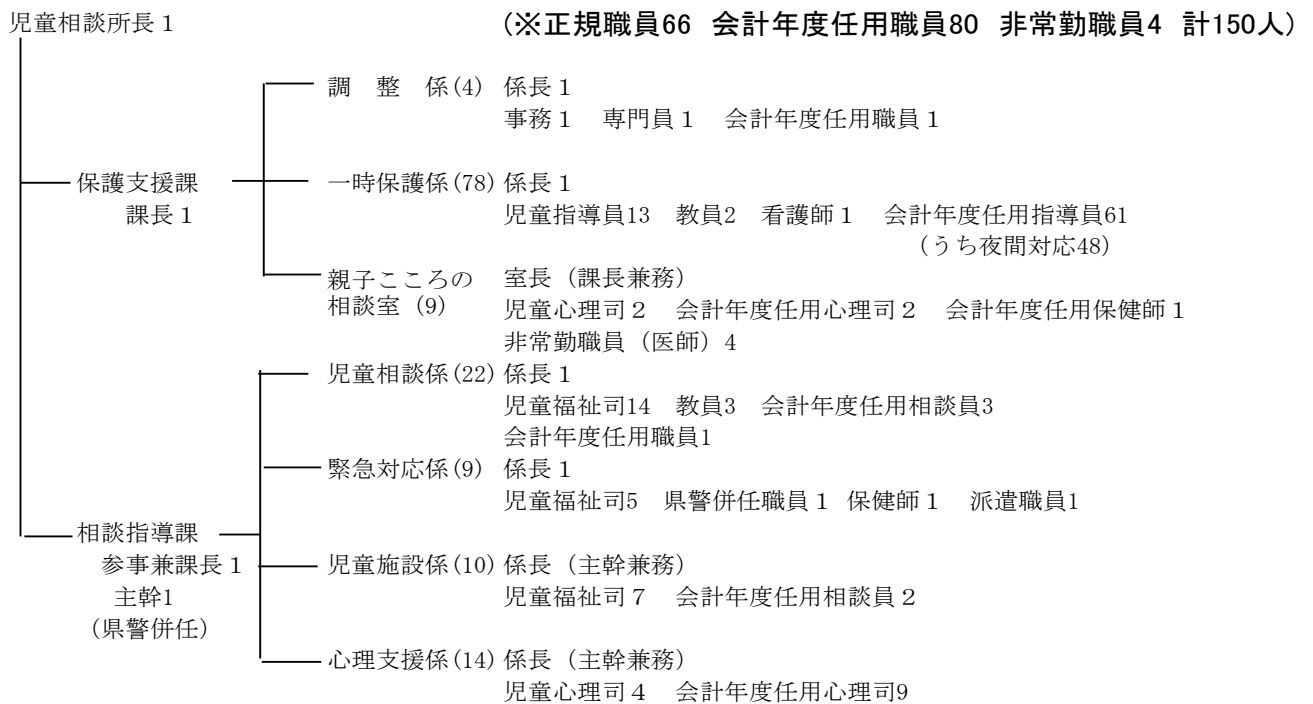
## 4. 機構及び職員の構成

令和2年4月1日現在

### (1) 機構



### (2) 職員構成



### (3) 事務分掌

#### 保護支援課

- 【調整係】 ●所内予算管理等の事務 ●所内施設等の維持管理
- 【一時保護係】 ●一時保護児童の生活・学習指導、保育、行動観察、健康管理
- 【親子こころの相談室】 ●児童及び保護者の心理面接、助言 ●精神科嘱託医による医学診断及び助言

#### 相談指導課

- 【児童相談係】 ●児童に関する各種相談業務 ●児童及び家庭に対する指導・助言
- 【緊急対応係】 ●児童虐待通告受理、初期調査・対応及び要保護児童の保護 ●要保護児童地域対策協議会
- 【児童施設係】 ●児童福祉施設への措置及び措置児童の処遇、相談 ●負担金賦課、徴収 ●里親委託、里親レスパイト及び里親サロン
- 【心理支援係】 ●児童の心理査定及び心理的支援 ●家族に対する心理的支援、助言

## 5. 児童相談所の設置・機能・業務

### 「児童相談所運営指針」より

#### (1) 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること（以下「相談援助活動」という。）を主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（児童福祉法（以下「法」という。）第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。）に設置される行政機関である。

相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

児童相談所は、この目的を達成するために、基本的に次の4つの条件を満たしている必要がある。

- ① 子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること
- ② 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
- ③ 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること
- ④ 児童福祉に関係する全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること

近年、子どもの権利侵害である児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設や里親の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られた。

その後、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、平成19年5月、議員立法により、子供の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた子どもとの面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立した。さらに平成20年には、家庭的保育など子育て支援事業の制度化や要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律が成立した。



平成 28 年には、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化や里親委託の推進等の所要の措置を盛り込んだ平成 28 年児童福祉法改正法が成立した。

さらに、令和元年には、子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連絡強化等の所要の措置を盛り込んだ児童虐待防止対策の強化を図るための令和元年児童福祉法等改正法が成立した。

児童相談所は、こうした法律改正の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要であり、とりわけ、全ての職員に関して、子どもの権利擁護に必要な専門的な知識、技術、態度の習得と向上を図り、相談（通告を含む。）に対しては、面接や調査等による情報収集と適切なアセスメント（評価）に基づき、子どもの権利を守るために措置などの権限行使を含む相談援助活動を計画し遂行する必要がある。そのためには、児童家庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、虐待のない親子関係の再構築の促進を行ったり、児童虐待を受けた子どもが家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。

## （2）児童相談所の任務、機能

児童相談所は、相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要がある。

### ① 基本的機能

#### ア 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能（法第 12 条第 2 項）

#### イ 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能（法第 12 条第 2 項）

#### ウ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（法第 12 条第 2 項、第 12 条の 4、第 33 条）

#### エ 措置機能

子ども又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該子ども若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）、市町村、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所させ、若しくは委託する等の機能（法第26条、第27条（法第32条による都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の権限の委任）

## ② 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判取消しの請求並びに未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。（法第33条の7、第33条の8、第33条の9）

その他児童相談所は地域の必要に応じ、子どもや家庭に対する相談援助活動の総合的企画及びその実施を行う機関として、家庭、地域における児童養育を支援する活動を積極的に展開するとともに、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会の設置や運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進する。

## (3) 児童相談所の業務

### ① 相談の受付

児童相談所は子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずることとされている（法第12条）。また、専門的な知識及び技術等を必要とする相談について、市町村から児童相談所の技術的援助や助言などを求められた場合、必要な措置を講じなければならない。

なお、子ども本人やその家族など一般の相談者が、自らの相談が専門的な知識及び技術を要するものであるか否かを判断することは通常困難であり、児童相談所においては、相談の受付自体は幅広く行うこととしつつ、その内容に応じて、市町村等の関係機関と連携し、協働しながら、最も適切な中心となって責任を持つ機関を選定していくことになる。

また、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童をいう。以下同じ。）を発見した者は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。

児童相談所は、地域住民や関係機関から直接通告を受けて、あるいは通告を受けた市町村や都道府県の設置する福祉事務所から送致を受けて子どもの権利擁護のための援助活動を展開する。

このほか、少年法の規定に基づく警察官からの送致、家庭裁判所からの送致を受けて、

援助活動を展開することもある。

相談の受付については来所、電話、文書等によるものがあるが、巡回相談や電話相談を活発に行う等、利用者の利便性向上を図っていく。

## ② 相談援助活動の展開

### ア 調査、診断、判定（アセスメント）、見立て

児童相談所は、受け付けた相談（通告を含む。）について主に児童福祉司、相談員等により行われる子どもとその家族への面接及び親族や地域関係者との面接を含むその他の調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により総合的なアセスメント（総合診断）を行い、子どもとその家庭に関する全体像をつかみ、現在問題となっている状態に至ったプロセスを見立てる。

そのアセスメント及び見立てに基づき、個々の子どもに対する援助指針（援助方針）（以下「援助指針」という。）を作成する。援助指針の策定に際しては、児童相談所の方針を子ども及びその保護者等に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等と協議を行うなど、これらの者の参加を得ることが望ましい。

在宅での支援が適切と考えられる時には、必要に応じて、市町村や要保護児童対策地域協議会と連携して、協同で援助指針を立て、役割分担とそれぞれの目標を定めて支援を開始し、一定期間のもとに支援効果を判定する。一方、児童福祉施設への入所措置が採られる場合には、当該施設は、児童相談所の援助指針を踏まえて自立支援を実施することとなる。このため、児童相談所は、個々の子ども等に対する援助指針を策定する際には、児童福祉施設と十分な協議を行うこととする。

### イ 業務遂行体制

この業務を遂行するため、児童相談所は原則として総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の三部門制をとり、各々の専門職から成る受理会議、判定会議、援助方針会議において常に子どもの最善の利益の観点から子ども、保護者等の援助について検討して計画し、さらに検証していく作業を行う。特に困難事例、計画どおり進行していない事例及び虐待による死亡事例を始めとする状態が悪化した事例などについては、その原因や対策などについて関係者と十分に協議し、検証する必要がある。このチーム協議による判定と援助指針の作成、それに基づく援助が児童相談所の専門性を支える大きな柱であり、これにより、子どもとその環境を総合的に理解した援助活動が展開できると考えられる。

## ③ 相談援助活動の体系

児童相談所における相談援助活動の体系を概念的に示すと 10 ページの図のようになる。また、この業務は多くの関係機関との連絡協調の中で進められなければならない。

## ④ 家庭、地域に対する援助の展開

児童相談所は、地域の必要に応じ子どもの健やかな育成及び家庭、地域における児童

養育を支援するため、市町村と協働、連携、役割分担を図りつつ、次に掲げるような家庭、地域に対する援助活動を積極的に展開する。

ア 住民のニーズを的確に把握するための情報収集、調査等

イ 住民のニーズに対応した事業の企画及びその実施

(1) 巡回相談、電話相談

(2) 講演会やシンポジウムの開催、情報誌等の配付等による啓発的、予防的活動

(3) 関係機関との連絡会議の実施

(4) その他の事業

ウ 児童虐待防止のための活動

(1) 児童虐待防止のための早期発見、通告についての普及啓発

(2) 関係機関ネットワーク（要保護児童対策地域協議会など）の形成

(3) 児童虐待についての研修の実施など

エ 子どもの福祉に関する多様なサービスの調整

オ 関係機関に対する児童福祉に関する助言等の技術的支援

カ 住民に対する情報提供活動等

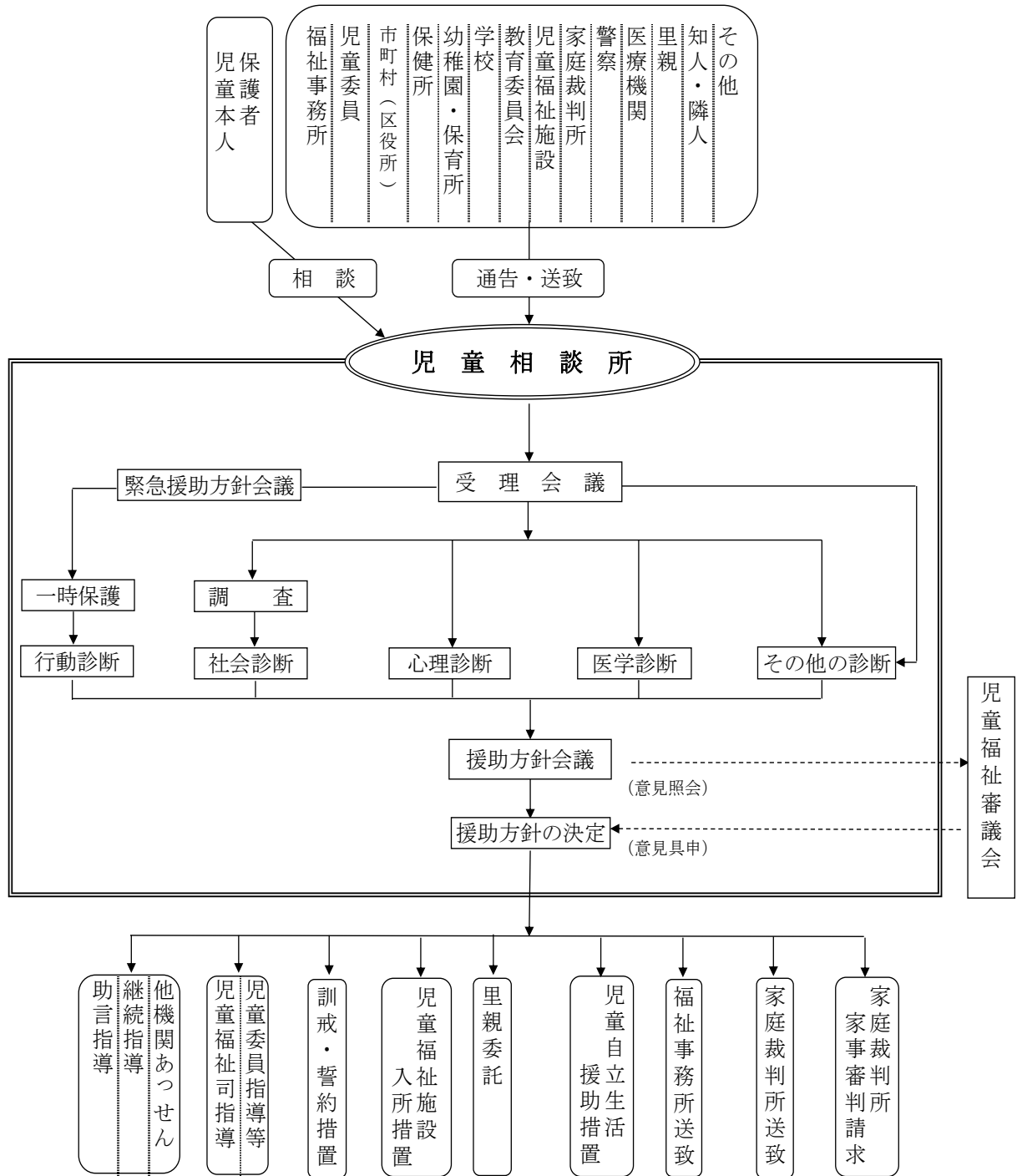
キ 先駆的取組による相談援助方法の開発と啓発

ク フォーマル及びインフォーマルな社会資源を活用した子どもの権利を守る地域社会の構築のための活動等



子供虐待防止 オレンジリボン運動

○相談援助活動の体系



(4) 相談及び援助の内容

児童相談所で受け付ける相談及び児童相談所が子ども、保護者等に対して行う援助の種類は次のとおりである。

児童相談所は、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付けることとし、相談の内容によっては、他の適当な機関をあっせんするか、主たる対応を関係機関に委ねながら相互に連携しながら援助を行っている。

※仙台市では、障害相談及び援助は、原則として発達相談支援センター(アーチル)で行っている。

(主な相談の内容)

養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否の行為に関する相談。
	その他相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のご犯行動、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、または触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

(主な援助の内容)

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子ども、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的な指導（治療）をいう。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子ども、保護者等の意向を確認のうえ当該機関にあつせんすることをいう。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する場合に、子ども、保護者等の家庭を訪問し、あるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行うことをいう。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられる事例について指導を委託する。
	訓戒・誓約措置	子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。なお、必要に応じて誓約書を提出させる。	
	児童福祉施設入所措置	家庭での子どもの養育が困難な場合または専門的な治療、指導等が必要な場合に、子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
	里親委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる子どもを、登録された里親へ養育委託する。	
	児童自立生活援助措置	里親、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を退所した中学卒業後の子どもで、いまだ社会的自立ができていない場合に、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。	
	福祉事務所送致等	子どもや保護者等を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の子どもを知的障害者援護施設に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。	
	家庭裁判所送致	子どもを家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や子どもの拘束や強制的措置が必要な場合（法第27条の3）に行う。	
	家庭裁判所家事審判請求	児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失の審判等の請求、後見人選任・解任の請求を行う。	

---

---

## Ⅱ 児童相談業務

---

---



## 1. 種別・年齢別相談受付状況(令和元年度)

種別 年齢	養護		保 健 相 談	障 害 相 談	非行		育成相談				そ の 他 の 相 談	計
	虐 待 相 談	そ の 他			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し っ つ け 相 談		
0歳	63	108	4							3	30	208
1歳	76	86								3	30	195
2歳	81	109	1				1			1	31	224
3歳	88	146					6			1	42	283
4歳	63	84					13			2	27	189
5歳	78	63	1				27			2	24	195
6歳	68	77	1	1			46			3	23	219
7歳	69	79		4			23	4	2		40	221
8歳	73	100	1	3	1		34	12		2	36	262
9歳	64	66	1			3	30	7			18	189
10歳	71	72		2	1	3	26	7	1	3	20	206
11歳	70	70		2		5	35	9			20	211
12歳	61	75		8		2	55	25		3	25	254
13歳	42	89	2	4	4	13	59	33			29	275
14歳	42	53	1	2	5	1	33	14			28	179
15歳	35	57	1	1	6	1	32	15			21	169
16歳	31	104		1	3	3	20	13	1		26	202
17歳	27	35		4	4		21	2			19	112
18歳以上		15					3				25	43
計	1,102	1,488	13	32	24	31	464	141	4	23	514	3,836

## 2. 電話相談件数(令和元年度)

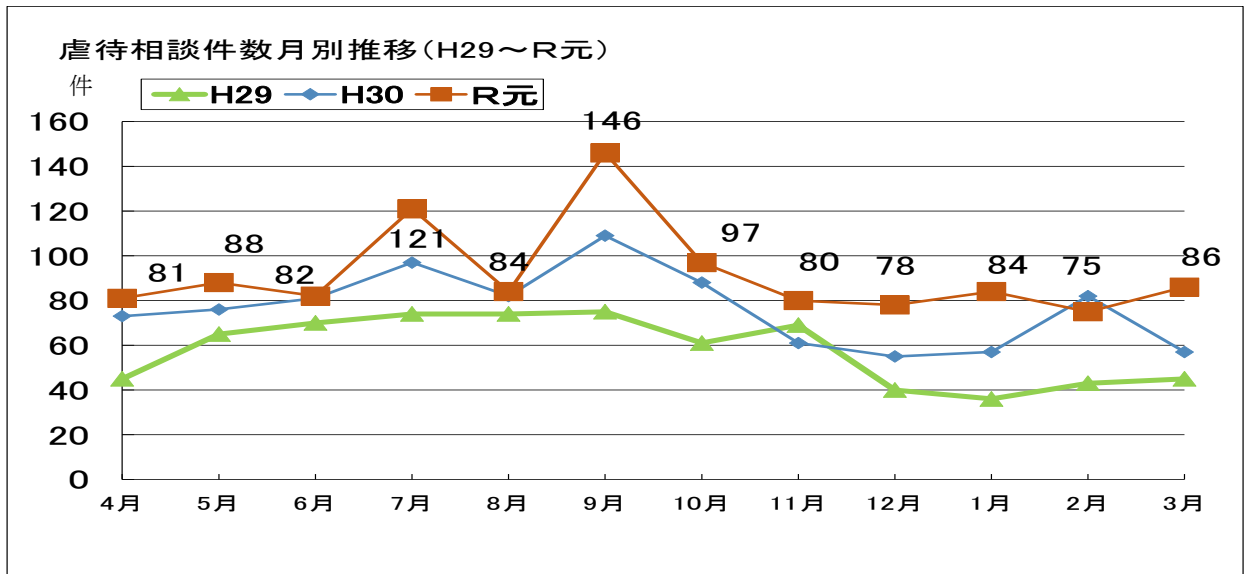
	養護 (うち虐待)	保健 相談	障害 相談	非行相談		育成相談				その他	計
				ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
4月	93 39		3	2		1	3		1	109	212
5月	97 56	1	9			16	4			80	207
6月	108 66		3	1	1	14	5			74	206
7月	128 69	1				13	11		1	83	237
8月	86 29	1	1			15	1		1	76	181
9月	113 65	2	4	2		16	6	2		104	249
10月	99 46	2	4	3		11	10			94	223
11月	82 41		2	6		7	6			88	191
12月	74 42		1			10	4	1		68	158
1月	75 56	1	2			9	4			61	152
2月	68 36	1	4	1		8	6		1	66	155
3月	67 31	1	2	1		8	1		1	92	173
計	1,090 576	10	35	16	1	128	61	3	5	995	2,344

※平成29年度より、夜間・休日相談件数を含めている。

## 3. 虐待相談件数(月別内訳)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4月	57	68	45	73	81
5月	53	65	65	76	88
6月	75	88	70	81	82
7月	67	58	74	97	121
8月	63	80	74	82	84
9月	59	83	75	109	146
10月	52	56	61	88	97
11月	41	48	69	61	80
12月	43	46	40	55	78
1月	43	51	36	57	84
2月	40	51	43	82	75
3月	60	49	45	57	86
合計	653	743	697	918	1,102

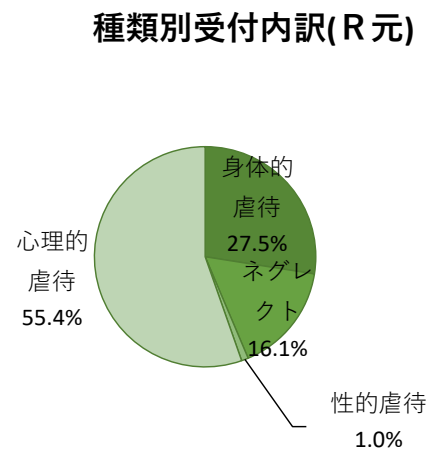
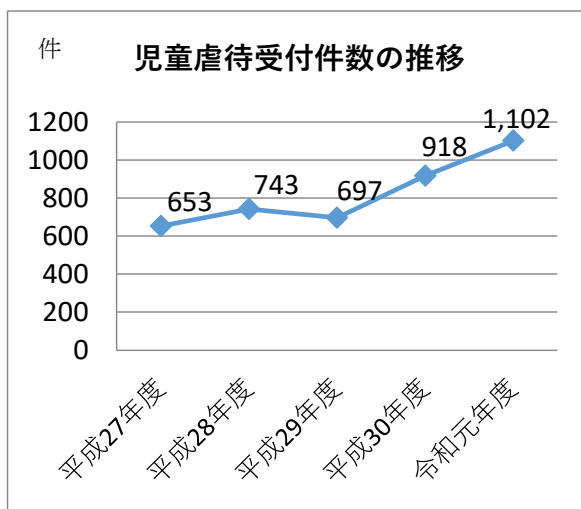
※2及び3の相談件数はいずれも前頁1の相談件数の内数である。



#### 4. 児童虐待相談対応状況

##### (1) 種類別受付件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
平成27年度	174	157	8	314	653
平成28年度	213	143	3	384	743
平成29年度	206	147	6	338	697
平成30年度	250	229	9	430	918
令和元年度	303	178	11	610	1,102

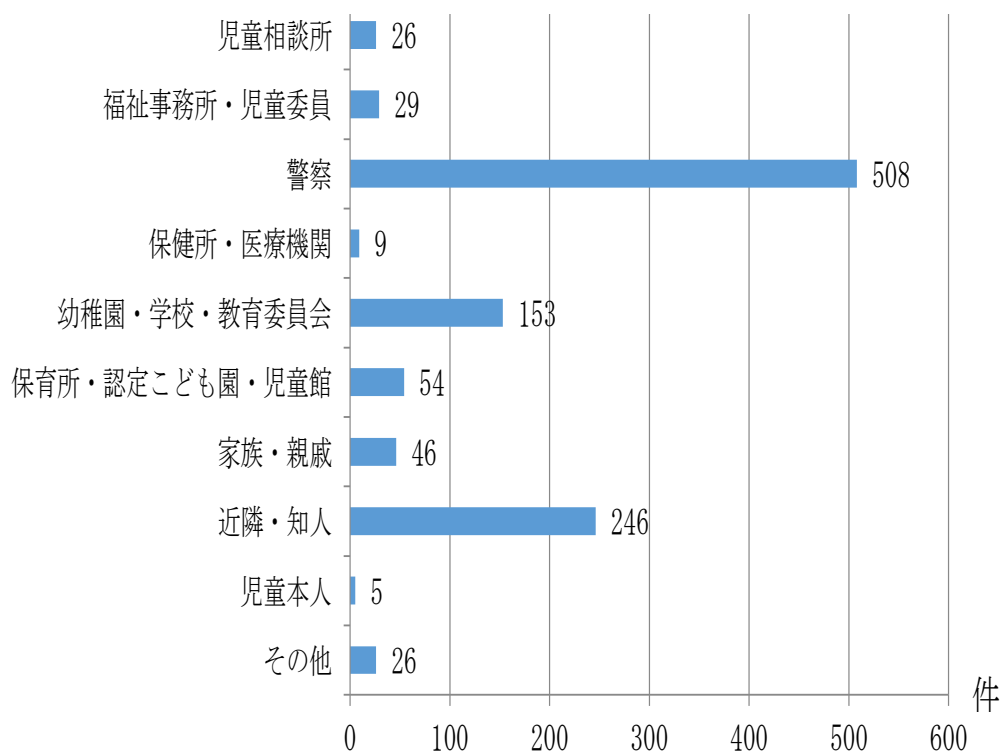


(2) 相談経路別受付状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童相談所	13	29	23	30	26
福祉事務所・児童委員	21	10	15	29	29
警察	284	405	309	355	508
保健所・医療機関	13	17	16	17	9
幼稚園・学校・教育委員会	66	62	98	169	153
保育所・認定こども園・児童館他	12	17	28	34	54
家族・親戚	53	42	14	49	46
近隣・知人	162	146	169	209	246
児童本人			2	8	5
その他	29	15	23	18	26
合計	653	743	697	918	1,102

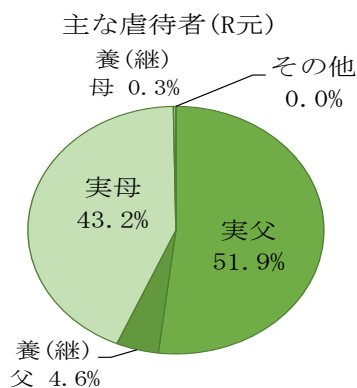
※「その他」には、家庭裁判所、アパート等の管理会社、その他行政機関等、所在不明児童調査が含まれる。

相談経路別受付状況 (R 元)



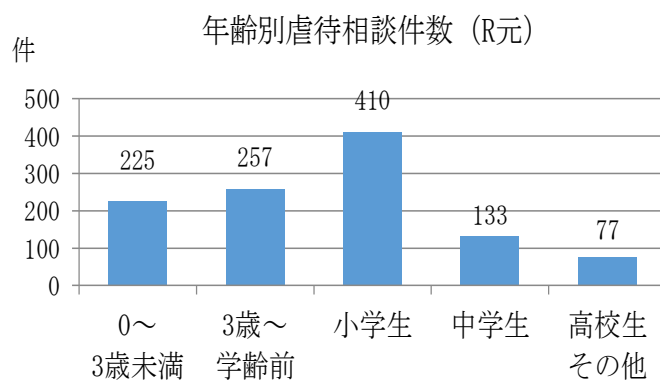
(3) 主な虐待者

	実父	養(継)父	実母	養(継)母	その他	計
平成27年度	234	31	352	1	35	653
平成28年度	294	43	379	3	24	743
平成29年度	309	67	312	5	4	697
平成30年度	445	37	427	4	5	918
令和元年度	572	51	476	3	0	1,102



(4) 年齢別虐待相談件数

	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
平成27年度	129	165	246	78	35	653
平成28年度	170	189	235	106	43	743
平成29年度	173	152	219	104	49	697
平成30年度	171	222	315	148	62	918
令和元年度	225	257	410	133	77	1,102



(5) 虐待相談処理状況

	助言指導	継続指導 (施設入所除く)	施設入所 児童数	合 計	うち一時保護 児童数
平成27年度	297	334	22	653	71
平成28年度	257	471	15	743	62
平成29年度	304	362	31	697	77
平成30年度	472	425	21	918	102
令和元年度	509	582	11	1,102	91

(6) 児童福祉法第 28 条審判申し立て・承認件数

児童虐待の場合など、施設措置が必要であるにもかかわらず保護者の同意が得られない場合、児童福祉法第 28 条に基づき家庭裁判所に施設措置の承認を求める審判申し立てを行っている。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申立件数	0	1	2	2	1
承認件数	0	1	0	1	2
再承認件数	1	1	0	0	0



---

---

## Ⅲ 措置業務

---

---

## 1. 措置業務について

措置業務とは、児童福祉法第27条第1項第3号及び第33条の6第1項に規定されている児童福祉施設への入退所措置や里親への委託・解除措置を行うことである。児童福祉施設等への措置は、児童相談所が行う一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。措置する児童福祉施設等の決定にあたっては、児童、保護者の意向を十分尊重するとともに、その児童にとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との連携を十分に図り、児童が安定した生活を送れるよう配慮する。児童が施設に入所した後も、当該施設等、保護者・児童への援助を必要に応じて行い、児童の家庭復帰や自立促進を図っている。

### ◎乳児院

(保護者が養育できない、または保護者に養育させることが不適当な乳幼児を入所させ養育する施設)

施設名	所在地	定員	電話
宮城県済生会乳児院	983-0833 宮城野区東仙台6-1-1	55人	022-299-0825
丘の家乳幼児ホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	30人	022-233-3202

### ◎児童養護施設

(乳児を除いて、保護者のいない児童等を入所させて養護し、併せて自立を支援する施設)

丘の家子どもホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	71人	022-234-6303
ラ・サール・ホーム	983-0833 宮城野区東仙台6-12-2	68人	022-257-3801
仙台天使園	982-0252 太白区茂庭台4-1-30	55人	022-281-5181
小百合園	983-0837 宮城野区栢江1-2	44人	022-257-3898
旭が丘学園	988-0076 気仙沼市館山2-2-32	64人	0226-22-0135

### ◎地域小規模児童養護施設

(長期にわたり家庭復帰が望めない児童を対象に、民間住宅等を活用して家庭的な環境で児童の養育を行う施設)

かりんの家	981-0906 青葉区小松島新堤4-21	6人	022-301-5261
ひまわり	983-0838 宮城野区二の森8-15	6人	022-296-3353
若枝の家	981-0905 青葉区小松島4-15-16	6人	022-727-1227
さくら	982-0252 太白区茂庭台1-7-18	6人	022-397-9344
つばき	982-0252 太白区茂庭台1-12-16	6人	022-290-2777
みずき	981-3203 泉区高森5-25-6	6人	022-725-8755
セキレイ	983-0833 宮城野区東仙台1-20-18	6人	022-702-8766
星の家	981-8002 泉区南光台南2-7-5	6人	022-794-7172
昴	983-0037 宮城野区平成2-19-23	6人	022-290-5272
別家点晴	988-0076 気仙沼市館山2-77-11	6人	0226-22-0135

### ◎児童心理治療施設

(家庭環境、学校での交遊関係などの環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ心理に関する治療を行う施設)

小松島子どもの家	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	31人	022-233-1755
----------	-------------------------	-----	--------------

### ◎児童自立支援施設

(不良行為を成し、または成す恐れのある児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする)

宮城県さわらび学園	982-0215 太白区旗立2-4-1	28人	022-245-0333
-----------	------------------------	-----	--------------

### ◎児童自立援助ホーム

(義務教育終了後、施設や里親委託の措置を解除される児童に対して、共同生活を通じ生活指導等を行う施設)

せんだんの家	989-3201 青葉区国見ヶ丘7-123-73	9人	022-719-5948
峠のまきば	989-4418 大崎市田尻諏訪峠字諏訪18	6人	090-3127-8925□
愛子2	989-6251 大崎市古川小野字裏高寺20-8	5人	090-7325-2800
少年の家「ロージーハウス」	981-1235 名取市名取が丘3-7-10	5人	080-1695-9032



## 2. 児童福祉施設入退所状況

種 別	施 設 名	定 員	暫 定 定 員	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年3 月31日現 員数
				入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	済生会乳児院	55	47	10	11	11	13	16	20	17
〃	丘の家乳幼児ホーム	30	30	12	17	8	3	15	17	13
児養	丘の家子どもホーム	71	65	6	8	9	8	2	7	19
〃	ラ・サール・ホーム	68	68	12	3	2	7	2	9	19
〃	小 百 合 園	44	43	2	3	10	2	5	5	21
〃	仙 台 天 使 園	55	55	4	4	3	4	2	6	22
〃	旭 が 丘 学 園	64	54	2	6	8	10	2	12	12
〃	か り ん の 家	6	6	1	0	1	0	0	1	2
〃	ひ ま わ り	6	6	1	0	0	0	0	1	4
〃	若 枝 の 家	6	6	0	0	2	0	0	0	2
〃	さ く ら	6	6	0	0	2	1	0	0	4
〃	つ ば き	6	6	0	0	2	0	0	0	2
〃	み ず き	6	6	0	0	0	0	0	0	0
〃	セ キ レ イ	6	6	0	0	0	0	4	0	4
〃	星 の 家	6	6	1	0	0	0	1	0	5
〃	昂	6	6	0	0	5	0	1	2	4
〃	別 家 点 晴	6	6	4	0	1	5	4	0	4
心	小松島子どもの家	31	27	5	9	10	10	4	3	17
自支	宮城県さわらび学園	28	21	6	11	5	8	6	5	6
自援	せんだんの家	9	9	3	4	3	2	2	1	4
〃	峠 の ま き ば	6	6	0	0	0	1	1	2	2
〃	愛 子 2	5	5	0	2	0	0	4	0	4
〃	少 年 の 家 ロージーハウス	5	4	1	0	1	1	3	2	2
①	小計（県内施設計）	531	494	70	78	83	75	74	93	189
自支	武蔵野学院（国立）			0	0	0	0	1	0	1
〃	きぬ川学院（国立）			0	0	0	0	0	0	0
②	小計（県外施設計）			0	0	0	0	1	0	1
	施設合計（①＋②）	531	494	70	78	83	75	75	93	190

（注）乳－乳児院、児養－児童養護施設、心－児童心理治療施設、自支－児童自立支援施設、自援－児童自立援助ホーム

### 3. 里親登録と里親委託状況

#### (1) 里親制度

里親制度は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である。(児童福祉法第27条第1項第3号)

平成14年10月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親といった里親が制度化されるとともに、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成16年12月の改正では、里親の定義規定が設けられるとともに、監護・教育・懲戒に関する権限の明確化が図られた。

さらに、平成21年4月の改正では、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。

#### ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する子どもの社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当していないことが要件。国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

#### イ 養子縁組里親

養子縁組により、子どもの養親となることを希望する里親。養育里親の要件に加え、国が指定する「養子縁組里親研修」を終了していることが必要となる。

#### ウ 親族里親

子どもの兄弟、祖父母といった扶養義務者及びその配偶者である親族になることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情がある場合に限定される。

#### エ 専門里親

虐待などにより心身に有害な影響を受けた子どもを2年以内の期限を定め養育する里親。3年以上里親として子どもを養育した経験があること、3年以上児童福祉事業の仕事に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり、国が指定する認定研修の受講が必要となる。

(2) 地区別里親措置状況

(ア) 登録里親数

(組)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
青葉	48	50	42	46	45
宮城野	18	16	21	20	21
若林	25	26	20	22	24
太白	31	33	34	39	49
泉	37	35	28	29	31
合計	159	160	145	156	170

(イ) 委託里親数

(組)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
青葉	13	13	17	14	16
宮城野	6	4	6	7	8
若林	4	5	8	11	9
太白	8	11	11	11	16
泉	11	10	11	11	11
合計	42	43	53	54	60

(ウ) 委託児童数

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
青葉	19	19	23	20	24
宮城野	12	11	12	13	15
若林	4	5	8	13	12
太白	12	13	13	11	19
泉	13	12	13	12	14
合計	60	60	69	69	84

(3) 里親（ファミリーホーム含む）委託・解除状況

内訳 年度	新規又は措置変更により 委託した児童数		措置を解除又は変更した児童数											年度末在籍児童数		
			解 除						変 更							
	児童福祉施設から	家庭から	その他	計	家庭復帰	養子縁組	満年齢	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設へ	家庭へ		その他	計
平成27年度	11	5	1	17	3	0	3	0	0	1	7	0	0	0	0	60
平成28年度	6	19	0	25	13	4	2	0	3	3	25	0	0	0	0	60
平成29年度	10	12	6	28	7	1	1	0	1	2	12	1	0	6	7	69
平成30年度	7	10	1	18	4	5	4	0	3	1	17	0	1	0	1	69
令和元年度	12	19	4	35	1	5	2	0	3	6	17	1	0	2	3	84

※ 里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上しないものとする。

## (4) 里親申込数及び登録数

年度	処理状況	申込数	新規登録	登録継続	更新登録	年度末 里親登録
平成27年度	青葉	3	3	41	4	48
	宮城野	4	4	14		18
	若林	6	6	16	3	25
	太白	6	6	22	3	31
	泉	4	4	30	3	37
	合計	23	23	123	13	159
平成28年度	青葉	4	4	44	2	50
	宮城野	1	1	14	1	16
	若林	3	3	23		26
	太白	3	3	26	4	33
	泉	3	3	32		35
	合計	14	14	139	7	160
平成29年度	青葉	3	3	28	11	42
	宮城野	5	5	13	3	21
	若林	0	0	15	5	20
	太白	9	9	21	4	34
	泉	4	4	17	7	28
	合計	21	21	94	30	145
平成30年度	青葉	7	7	28	11	46
	宮城野	2	2	15	3	20
	若林	3	3	17	2	22
	太白	7	7	28	4	39
	泉	3	3	21	5	29
	合計	22	22	109	25	156
令和元年度	青葉	3	3	39	3	45
	宮城野	3	3	17	1	21
	若林	4	4	19	1	24
	太白	12	12	35	2	49
	泉	4	4	24	3	31
	合計	26	26	134	10	170

#### 4. 仙台市社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する制度である。（平成29年度より実施）

	平成30年度		令和元年度		令和2年 3月31日 現員数
	実施	終了	実施	終了	
居住に関する支援	4	1	2	2	3

#### 5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

##### ○措置・里親審査部会

仙台市社会福祉審議会運営要領第4条第2項に基づき、児童福祉専門分科会に措置・里親審査部会を設置。

令和元年度は6回開催し、児童の措置（保護者の意に反することが確認できない里親委託）及び新規里親登録（養育里親15件、養子縁組里親14件、専門里親4件）等について審議がなされた。加えて、仙台市社会養育推進計画の策定に向けて審議が行われた。

また、児童相談所より養育里親の更新登録25件、専門里親の更新登録4件について報告した。



---

---

## IV 心理支援業務

---

---

## 1.心理診断・指導業務について

### (1) 診断業務

児童心理司が、判定（総合診断）及び援助方針決定のための心理診断を担当している。診断は下記のような項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて行っている。

#### ◎ 児童の状態をみる

- ・児童自身の特性（発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など）
- ・児童を取り巻く心理的環境条件（親、同胞、家族、友達、学校、地域など）
- ・児童と心理的環境との関係性・相互作用（どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか）

#### ◎ 問題の構造を明らかにする

相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

#### ◎ 問題解決への方法を示す

主訴となった問題を解消するために、児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動、対応をとればいいのか、その方策を検討、提示する。

### (2) 指導業務

判定（総合診断）及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。また、児童福祉施設に入所している児童についても、必要に応じて、心理教育や面接等を行っている。

児童心理司は、児童福祉司等とチームを組み、それぞれの専門性を生かしながらも役割に縛られず、保護者、児童、学校、児童福祉施設、各関係機関と連携を取りながら、困難・複雑化するケースの援助に当たっている。

### (3) 家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育を中心としたプログラムを行っている。

令和元年度対象 3件（継続）

## 2. 診断指導業務の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
調査・社会診断指導	児童	57	37	63	35	27	
	保護者		4	2			
	その他	633	702	759	539	623	
	計	690	743	824	574	650	
医学的診断指導	児童	46	41	46	58	75	
	保護者	31	15	28	35	20	
	その他	10		1	3	3	
	計	87	56	75	96	98	
心理検査	知能検査	児童	103	86	98	117	95
		保護者	1				
		その他					
		計	104	86	98	117	95
	発達検査	児童	28	32	56	38	48
		保護者					
		その他					
		計	28	32	56	38	48
	人格検査	児童	124	115	93	66	50
		保護者	11	8	1		
		その他					
		計	135	123	94	66	50
	その他の検査	児童	40	36	38	34	26
		保護者	2				
		その他					
		計	42	36	38	34	26
面接・観察・指導 (心理診断指導)	児童	1,878	1,903	2,100	2,244	2,366	
	保護者	508	643	616	458	552	
	その他	114	56	150	126	199	
	計	2,500	2,602	2,866	2,828	3,117	
心理療法・ カウンセリング	児童	1,612	1,388	1,319	1,240	1,509	
	保護者	148	176	166	122	98	
	その他	3	2	19	5	8	
	計	1,763	1,566	1,504	1,367	1,615	



---

---

# V 一時保護業務

---

---

## 1. 一時保護の目的

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

### (1) 緊急保護

- ア 適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

### (2) 行動観察

適切な援助方針を定めるために、一時保護による行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

### (3) 短期入所指導

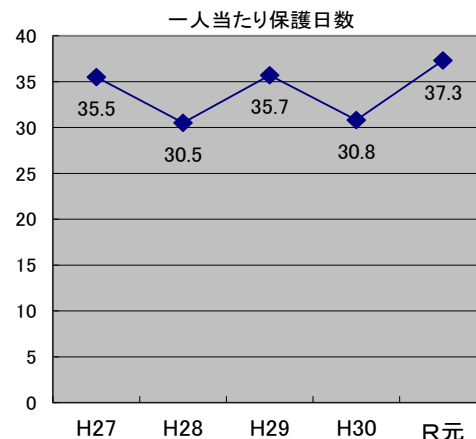
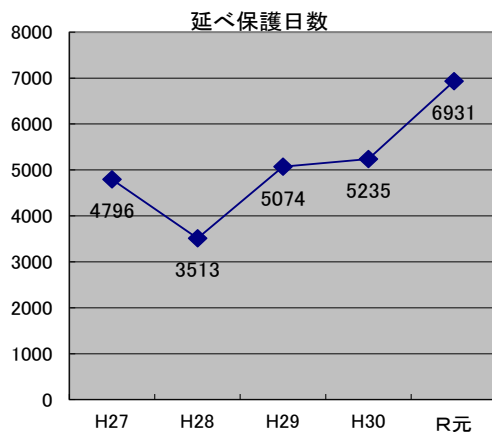
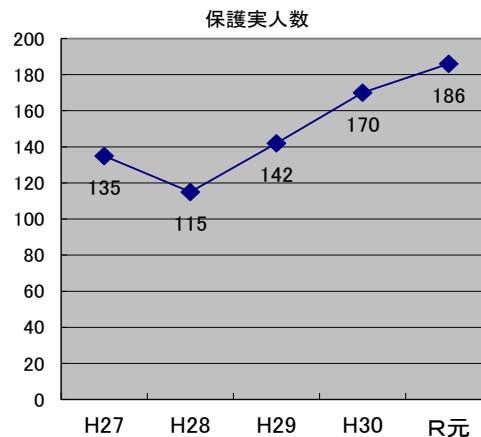
短期間の心理療法、生活指導等が有効であると判断される場合であって、他の方法による援助が困難であると判断された場合

## 2. 一時保護の実施状況

### (1) 一時保護の推移

	保護 実人数	延べ 保護日数	一人当たり 保護日数
平成27年度	135	4,796	35.5
平成28年度	115	3,513	30.5
平成29年度	142	5,074	35.7
平成30年度	170	5,235	30.8
令和元年度	186	6,931	37.3

※ 「保護実人数」とは、年度内に退所した児童数を指す。次年度以降も在所する児童は含まない。



(2) 月別一時保護状況

	養護・虐待	養護・その他	触法	ぐ犯	不登校	性格行動	保健	その他		入所児童数	退所児童数	月末在籍児童数
繰越分	18	1				1				20		20
4月	12	4								16	15	21
5月	11	3				1				15	13	23
6月	5	2		1						8	13	18
7月	5	3	1			3				12	8	22
8月	10	8				2				20	19	23
9月	19	5				1				25	26	22
10月	12	1		1		1				15	15	22
11月	7	6				1				14	13	23
12月	7	5								12	15	20
1月	7	8								15	11	24
2月	5	4		1						10	16	18
3月	14	3		1						18	22	14
計	132	53	1	4	-	10	-	-		200	186	

(3) 学年・男女別一時保護状況

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	%
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
男	16	1	11	3	16	5	11	14	11	11	15	114	57.0
女	18	2	3	5	3	3	2	10	14	4	22	86	43.0
男女	34	3	14	8	19	8	13	24	25	15	37	200	100
計	34	25			40			64			37	200	
%	17.0	12.5			20.0			32.0			18.5	100	

(4) 学年男女別・相談種別一時保護状況

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
養護虐待	男	11	1	8	3	10	5	6	5	7	4	5	65
	女	14	2	3	4	2	3	2	9	10	4	14	67
養護その他	男	5		3		6		4	2	2	7	9	38
	女	4			1	1			1			8	15
触法	男								1				1
	女												-
ぐ犯	男								2	1			3
	女								1				1
不登校	男												-
	女												-
性格行動	男							1	4	1		1	7
	女									3			3
保健	男												-
	女												-
その他	男												-
	女												-
合計	34	3	14	8	19	8	13	24	25	15	37	200	

※(2)～(4)は年度内に在所した児童の内訳

## (5) 一時保護期間

相談種別 期 間	養 護 虐 待	養 護 そ の 他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 格 行 動	保 健	そ の 他	計
1～14日	43	27		2		1			73
15～28日	10	8				2			20
29～45日	25	4		1		4			34
46～60日	15	5	1						21
61日～	28	6		1		3			38
計	121	50	1	4	-	10	-	-	186

## (6) 一時保護日数

相談種別	養 護 虐 待	養 護 そ の 他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 格 行 動	保 健	そ の 他	計
実人数(a)	121	50	1	4		10			186
延べ保護日数(b)	4,668	1,347	52	195		669			6,931
1人当たり 保護日数(b/a)	38.6	26.9	52.0	48.8	0.0	66.9	-	-	37.3

## (7) 措置状況

相談種別	養 護 虐 待	養 護 そ の 他	触 法	ぐ 犯	不登校	性 格 行 動	保 健	そ の 他	計
施設入所	13	3		2		1			19
他の児童相談所・ 機関に移送	2	3				1			6
家庭復帰	67	20	1	1		4			93
そ の 他	39	24		1		4			68
計	121	50	1	4	-	10	-	-	186

※ (5)～(7)は年度内に退所した児童についての内訳

## (8) 一時保護委託状況(乳児院等他機関)

	委託児童数	委託日数	一人当たりの平均委託日数
平成27年度	82	1,712	20.9
平成28年度	62	1,877	30.3
平成29年度	63	1,900	30.2
平成30年度	119	4,516	37.9
令和元年度	226	5,838	25.8

### 3. 一時保護所の日課編成

	7:00 7:30 8:00 8:30 9:00 10:00 11:00 ～ ～ 12:00 13:00 14:00 15:00 15:30 17:30 18:00 19:30 21:00 10:45 11:45															
平日	起床・清掃	自由時間	朝食	後片付け・自由時間	朝会・朝の運動	学習1	学習2	昼食・自由時間	集団活動1・学習3	集団活動2・学習4	おやつ	自由時間・入浴	夕食	自由時間・入浴	テレビ視聴	就床・入眠
土曜日						ビデオ鑑賞										
日曜日						自由時間										
幼児	起床・身支度					自由時間	幼児プログラム		昼寝	入浴		自由時間	食	自由時間・ビデオ視聴	就床準備・就床	入眠

### 4. 行事一覧

月	所外行事	所内行事	特別授業
4月			
5月		運動会	
6月			音楽
7月		七夕	研修職員提供授業
8月		夏祭り	美術
9月	科学館学習	スポーツ大会	
10月			
11月			
12月		お楽しみ会	しめ縄づくり
1月	科学館学習		理科
2月		節分	
3月		ひな祭り	

---

---

## VI 親子こころの相談室業務

---

---

## 1. 親子こころの相談室業務について

こころの問題を抱える子どもと家族の精神医学的診療を行うことにより、子育て不安の解消や児童虐待再発防止、被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として、平成14年4月1日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

同クリニック休診に伴い、平成25年4月1日「仙台市親子こころの相談室」を設置、児童相談所保護支援課の係相当とした。

児童心理司、保健師等が、18歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。(予約制・来所相談)

また、必要に応じ、児童、保護者の嘱託医による診察を行っている。

相談内容としては、「\*性格行動上の問題」が最も多く、次に「不登校」、「子育て不安」に関するものが多い。

\*「性格行動上の問題」の例：登校・登園渋り、抜毛、他児・家族への暴言・暴力

### 【職員体制】

室長1（保護支援課長兼務）、児童心理司4（うち会計年度任用職員2）、保健師（会計年度任用職員）1、嘱託医（精神科医）4



親子こころの相談室

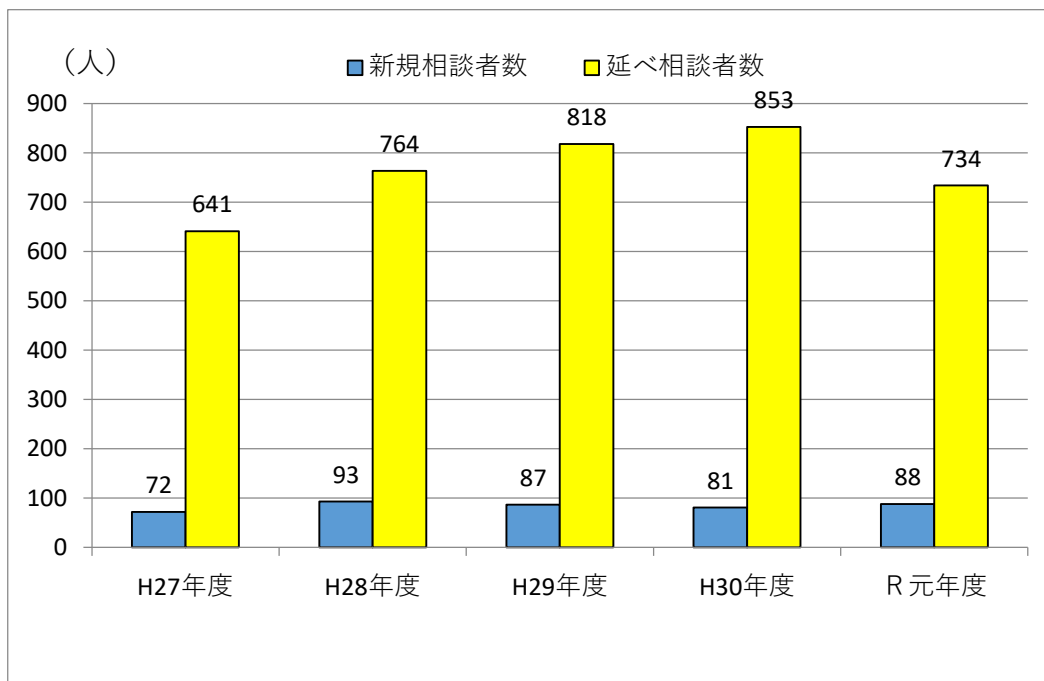
## 2. 親子こころの相談室相談状況

### (1) 相談内訳

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
新規相談者数（実人数）		72	93	87	81	88	
対象者の年齢内訳	0～1歳	1	1				
	2～6歳	19	27	22	14	27	
	7～12歳	31	40	42	37	35	
	13～15歳	18	21	20	28	25	
	16～18歳	3	4	3	2	1	
	19歳以上						
経路内訳	仙台市児童相談所（所内）	6	8	6	3	2	
	各区保健福祉センター	13	18	16	15	18	
	仙台市子供相談支援センター	4	1		3	2	
	仙台市北部・南部発達相談支援センター	4	2	3	4	5	
	仙台市精神保健福祉総合センター		1	1		2	
	仙台市適応指導センター						
	県子ども総合センター（県子どもメンタルクリニック含む）	11	11	2	4	3	
	医療機関（県子どもメンタルクリニック除く）	6	8	4	8	7	
	学校関係（スクールカウンセラー・養護教諭等含む）	9	20	20	20	20	
	幼稚園・保育園	1	3	1	1	3	
	パンフレット・HP等	12	15	22	14	20	
	友人・知り合い（家族が来室中の場合も含む）	5	5	8	8	5	
その他	1	1	4	1	1		
主訴内訳	子どもの精神的問題	①不登校（保育園・学校に行けない等）	7	6	7	17	7
		②性格行動上の問題（問題行動等）	56	83	73	57	73
		③気分障害（気分が沈みがち、元気がでない、不眠等）	1				
		④過食・拒食・チック・脱毛等					
		⑤心因性身体症状（からだの不調）		1			
	親の精神的問題	⑥子育て不安、子育ての悩み	7	3	6	7	8
		⑦気分障害（気分が沈みがち、元気がでない、不眠等）					
		⑧その他	1		1		
延べ相談者数		641	764	818	853	734	
子ども・保護者		607	712	767	765	667	
保護者のみ		34	52	51	88	67	
電話相談・問い合わせ		174	221	187	200	261	



## (2) 相談件数



## (3) 嘱託医診察・医学的助言件数(相談室を含む児童相談所合計)

		相談種別別内訳					
		合計	養護 (虐待)	養護 (その他)	非行	性格行動	不登校
診察	H27年度	97	17	24	14	42	
	H28年度	75	22	16		31	6
	H29年度	90	38	10	11	28	3
	H30年度	99	30	42	6	15	6
	R元年度	101	64	19	2	15	1
医学的助言	H27年度	168	39	35	9	85	
	H28年度	175	28	30	5	105	7
	H29年度	151	51	31	11	55	3
	H30年度	158	42	50	7	51	8
	R元年度	129	69	21	2	36	1

#### (4) 診断指導業務の状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
調査・社会診断指導	児童				2	
	保護者				1	
	その他	203	189	215	219	
	計	203	189	215	222	
医学的診断指導	児童	19	9	9	9	
	保護者	21	16	16	9	
	その他					
	計	40	25	25	18	
心理検査	知能検査	児童	4		2	1
		保護者				
		その他				
		計	4	0	2	1
	発達検査	児童			1	1
		保護者				
		その他				
		計	0	0	1	1
	人格検査	児童	33	6	14	2
		保護者				
		その他				
		計	33	6	14	2
	その他の検査	児童			1	2
		保護者				
		その他				
		計	0	0	1	2
面接・観察・指導 (心理診断指導)	児童	112	169	185	130	
	保護者	222	302	197	117	
	その他	0			1	
	計	334	471	382	248	
心理療法・ カウンセリング	児童	505	470	452	453	
	保護者	365	525	669	656	
	その他					
	計	870	995	1,121	1,109	

※ 平成28年度より、「面接・観察・指導」と「心理療法・カウンセリング」の計上区分を見直し、併せて電話による相談件数も計上することとした。

---

---

# VII 資料

---

---

# 1. 研修関係

## (1) 関係施設視察

期 日	視察先
R1. 6. 11/R1. 10. 3	児童自立支援施設 宮城県さわらび学園
H31. 4. 1	仙台家庭裁判所
R1. 10. 1	北部アール

## (2) 児童相談所職員外部研修

期 日	内 容	主 催
R1. 7. 22	自殺対策専門研修	はーとぼーと仙台
R1. 7. 22	全国こころのケア研究協議会	全国精神保健福祉センター長会
R1. 8. 27～8. 28	児童相談所児童心理司指導者研修	子どもの虹情報研修センター
R1. 8. 29	家族再統合に関する実務者研修（基礎編）	宮城県中央児童相談所
R1. 9. 6	子どものPTSDアセスメント研修	東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄付講座
R1. 9. 7～9. 8	T F - C B T 研修	東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄付講座
R1. 9. 20	思春期問題研修講座	仙台市精神保健福祉総合センター
R1. 10. 24	児童虐待事案に関する児相・警察合同研修会	宮城県警
R1. 11. 14～11. 15	東北・北海道ブロック児童相談所業務研究協議会	東北・北海道児童相談所長会
R1. 11. 20～11. 21	研修指導者養成研修 Fコース「施設の小規模かつ分断化の推進とその充実」	国立武蔵野学院
R1. 11. 21～11. 22	東北ブロック児童心理司研究協議会	東北・北海道児童相談所長会
R1. 11. 28～11. 29	東北ブロック児童福祉司研究協議会	東北・北海道児童相談所長会
R1. 12. 9	北海道・東北管区警察 児童虐待防止対策東北管区警察局担当者研修会	東北管区警察局
R1. 12. 11～12. 13	児童相談所職員等研修 一時保護所職員スーパーバイザー研修	国立武蔵野学院
R2. 1. 16～1. 17	複雑性PTSD(C-PTSD)研修会	東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄付講座
R2. 1. 20～1. 22	研修指導者養成研修 Gコース「子どもの性に関する問題への理解とその対応」	国立武蔵野学院
R2. 1. 29～1. 31	児童相談所職員 一時保護実務者研修	国立武蔵野学院
R2. 2. 13	家族再統合に関する実務者研修（応用編）	宮城県中央児童相談所
R2. 2. 25	市町村犯罪被害者支援施設研修会	宮城県共同参画社会推進課

(3) 児童相談所職員内部研修

研 修 内 容	活動回数	参 加 者
児童相談所新任職員研修	年1回(4月)	新任、赴任職員
一時保護係内研修	年5回	一時保護係職員
児童相談係・児童施設係グループスーパービジョン	年12回	児童相談係、児童施設係職員
伝達研修「困難を有する子供・若者の相談業務に携わる公的機関職員研修」	年1回	児童相談係、児童施設係、心理支援係職員
虐待の連鎖を断ち切るために	年1回	同上
心理支援係内研修	年8回	心理支援係職員
心理支援係グループスーパービジョン	年12回	同上
全体研修(コモンセンスペアレンティング研修)	年2回	心理支援係、児童相談係、一時保護係職員
全体研修(面接スキル研修他)	年5回	心理指導係、児童相談係、親子こころの相談室職員

## 2. 視察・実習生受入状況

(1) 視察・見学受入状況

期 日	受入団体等
R1. 5. 10	北九州市市議視察
R1. 6. 10	公立保護所長見学
R1. 7. 10	世田谷区職員視察
R1. 7. 10	丘の家乳児ホーム職員見学
R1. 7. 19	ラサールホーム実習生
R1. 9. 3	仙台弁護士会視察
R1. 11. 14	市民主フォーラム新人市議視察
R1. 12. 3	市自民党新人市議視察

(2) 実習生受入状況

期 間	実習生在籍校	実習内容
R1. 6. 10～6. 22	尚綱学院大学	保育実習
R1. 6. 24～7. 6	東北福祉大学	保育実習
R1. 7. 22～8. 2	生活文化短期大学	保育実習
R1. 7. 29～8. 2	東北大学	臨床心理実習
R1. 8. 19～8. 30	宮城学院女子大学	保育実習

# 仙台市児童相談所

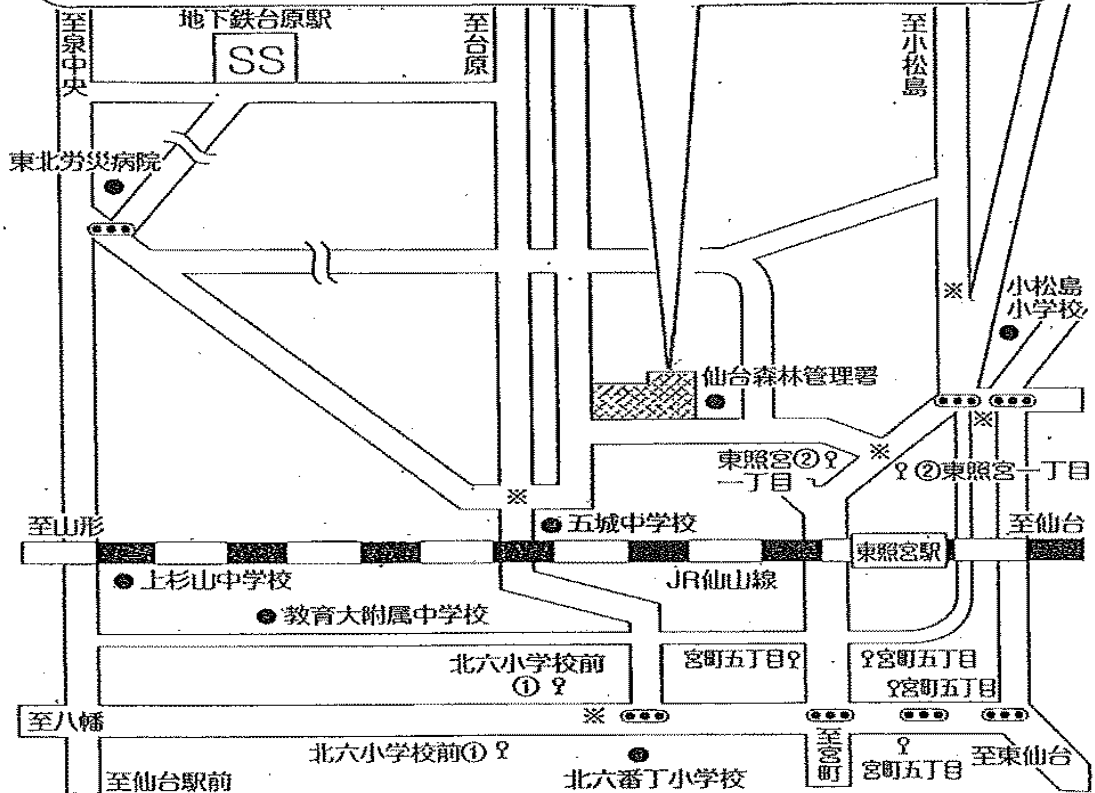
[住所] 〒981-0908 仙台市青葉区東照宮一丁目18番1号

☎(代表)022-219-5111 FAX 022-219-5118

相談専用電話「022-718-2580」

いちはやく

または 児童相談所全国共通ダイヤル「189」



## 交通機関

市営バス	【高松安養寺線】	北六小学校前下車①	徒歩	11分
		東照宮一丁目下車②	徒歩	9分
J R	【仙山線】	東照宮駅下車	徒歩	14分
地下鉄	【南北線】	台原駅下車	徒歩	15分

◎駐車場有り

※印は案内板設置場所

令和2年度 事業概要〈令和元年度実績〉

令和2年8月発行

編集発行 仙台市子供未来局児童相談所

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1丁目18番1号

TEL 022-219-5111 FAX 022-219-5118